

# 令和5年第12回農業委員会総会議事録

令和5年11月1日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和5年11月1日(水)

午後2時57分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第108号 農地法第3条許可について

議案第109号 農地法第4条許可に係る事業計画変更について

議案第110号 農地法第4条許可について

議案第111号 農地法第5条許可について

議案第112号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第113号 農用地利用集積計画の決定について

[ 報 告 ]

報告第55号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第56号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第57号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第58号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

#### 4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 児 玉 静 雄
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 原 惠 子
7 番 川 越 定 光	8 番 金 丸 隆 幸	9 番 德 地 豊
10 番 川 越 忠 次	11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦
13 番 長 倉 恭 浩	14 番 岡 原 明 美	15 番 持 原 義 信
16 番 佐 藤 裕 次 郎	17 番 片 上 英 行	18 番 田 中 安 子
19 番 高 間 秀 一	20 番 川 越 達 也	22 番 外 蘭 香
23 番 蛭 原 安 德	24 番 松 田 真 郎	

#### 5. 欠席委員

21 番 中 村 和 寛

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	前 田 真智子
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主任主事	藤 岡 拓 麻		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 川越 正彦 

委員 鬼塚 健太 

委員 高間 秀一 

午後 2 時 57 分開会

○議長（川越） これより令和 5 年第 12 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、21 番中村和寛委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、5 番鬼塚健太委員、19 番高間秀一委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、総会の会期及び議事日程等については、タブレット上で御確認をお願いします。

なお、議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

タブレット内の「02 令和 5 年第 12 回総会議案」のファイルを押して、内容が表示されましたら、議案書表紙の次の 2 ページを御覧ください。

本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 108 号「農地法第 3 条許可について」は 15 件でございます。

議案第 109 号「農地法第 4 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 110 号「農地法第 4 条許可について」は 3 件でございます。

議案第 111 号「農地法第 5 条許可について」は 20 件でございます。

議案第 112 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 106 件でございます。

議案第 113 号「農用地利用集積計画の決定について」は 63 件でございます。

以上、審議件数は 208 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積等促進計画（案）、農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、26 万 4,573 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、25 万 9,660 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第 108 号農地法第 3 条許可について、3 ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。4 ページの番号 184 が該当しますが、番号 184 は基盤強化法と 3 条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3 条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5 ページから 6 ページの 191 番までを議題とします。

○事務局（前田） 番号 189 を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、現所有者である叔父から、先祖が

守り続けてきた農地を今後は宮崎にいる受人が守り耕作をしてほしいとの話を受け、大切な財産として、父が祖父母とともに耕作していた当該農地を耕作し守り続けていくことを決心し、営農を計画し、本申請に至ったものです。今後は、農家の知人や近隣の農業者の協力を得ながら、農業技術の習得・向上に努めていく計画となっております。

次に、番号 191 を御覧ください。

本案件も新規就農者による申請です。申請人は、以前から家庭菜園を行っており、また、現所有者である叔父が高齢のため耕作が難しくなってきたため、当該農地を譲り受け、兼業農家として叔父の農業を継いでいきたいと思い、営農を計画し、本申請に至ったものです。今後は、叔父から栽培技術等の指導を受けながら品質向上を図っていく計画となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 109 号農地法第 4 条許可に係る事業計画変更について、7 ページを議題とします。

○事務局（領家） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号8を御覧ください。

本案件は、宮崎市高岡町の農地をコンビニエンスストアにする目的で、農地法第5条の転用許可申請を行い、平成29年5月18日に許可を得ていますが、転用が実行されずに現在に至っています。今回、用途を露天資材置場に変更し、また、変更後の転用申請においても、立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、8ページの議案第110号番号40番で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○9番（徳地委員） この案件は、転用事業者が最初からコンビニをつくるつもりで申請を上げたのですか。露天資材置場として再度変更で上げてきておりますけれども、この辺の意図が納得できない部分があります。また、この小山田という地区は、国営関連事業の区域に入っているのではないかと思いますけれども、確認されておりますか。

○事務局（領家） 平成29年当時の許可のことに関してですが、まず当該地が高岡にある「やすらぎの郷」という温泉の施設の近くにあり、そこの集客を見込んでのコンビニエンスストアの計画があり、それに対する許可になっております。その後、温泉の事業がうまく進まなくなり、休業という形で採算が取れるめどがなくなったので、コンビニを建てることなく現在に至っております。当該地はまだコンビニエンスストア

アが建っていないので、登記地目を畑から宅地に変えず、共立電機製作所としても、今後コンビニを建てることがないので、自社所有の資材置場にしたいという相談からこの事業計画変更に至っております。

当該地につきましては、小山田ですが、白地の2種農地という判断のところでありまして、国営受益地の計画地にもなっていない土地になっております。以上です。

○9番（徳地委員） つまり、都市計画法で、沿道サービス、コンビニがこの地域では不可能だという解釈でよろしいですか。

○事務局（領家） この当時、開発部局とも審議しているので、都市計画法上、適法にコンビニエンスストアは許可されたものです。ただ、許可後に実行されなかったというものになります。以上です。

○9番（徳地委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第110号農地法第4条許可について、8ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程していません。

それでは、主な案件について説明します。

番号38を御覧ください。あわせて、10ページの議案第111号番号203を御覧ください。関連がありますので、あわせて御説明いたします。

申請人は宮崎市大字浮田に本拠を置く農産物の生産・販売を営む法人です。申請地

は、宮崎市大字浮田にあります生目地域センターから南西に約 3.5 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を管理棟・農業用露天駐車場として利用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、整地のみ行うため土砂の流出はなく、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、その他の案件において、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 宮崎ひなたファームというのは、どういう会社なのでしょうか。1,800 平米の駐車場、管理棟が必要だという事業の内容を伺います。

○事務局（長谷川） 宮崎ひなたファームですが、基本的には、JA の委託などを受けまして、県内と南九州方面で、施設園芸の苗物を生産、供給するということです。そういった大型の施設が必要なものですから、生目地区の細江地区でかなり大がかりな施設園芸ハウスを一体的に整備するというものになります。説明は以上です。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 111 号農地法第 5 条許可について、9 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であり

ます、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 199 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市清武町在住の個人など 2 名、受人は宮崎市城ヶ崎に本拠を置く社会福祉事業を営む法人です。

お手元の「農地法第 5 条許可資料」を御覧ください。

2 ページに位置図、3 ページに航空写真、4 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、2 ページの位置図のとおり、宮崎市清武町にあります宮崎大学医学部附属病院から西に約 300 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を露天駐車場等で利用しており、今回新たに介護老人保健施設を建築したく追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第 2 種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、ブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

次に、番号 200 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市柳丸町在住の個人など 2 名、受人は宮崎市大淀に本拠を置く農産物の生産・販売を営む法人です。申請地は、宮崎市山崎町にありますフローランテ宮崎から北西に約 2 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農業用排水路として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接してい

ますが、現況のまま利用することで土砂の流出はなく、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書付の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号200番をお願いします。先ほどの説明では、農業用排水路を造るのに許可が必要であると解釈したのですが、7.99平米程の面積でも許可が要るのでしょうか。

○事務局（領家） 当該地につきましては、7.99平米全てが水路・河川、いわゆる水路敷になっております。この土地につきましては、農地に付随する関連施設として、農地としての売買の3条と5条転用、どちらでいくか事務局内で協議した結果、ほかには宅地に付随する排水路の途中ではあったので、農地には接続はされているんですけども、1筆丸々が水路敷になっているので、今回転用という形を取らせていただきました。以上になります。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号199番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問いたします。

次に、10ページから11ページの203番までを議題とします。

○事務局（領家） 番号201を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字島之内在住の個人、受人は宮崎市東大淀在住の個人です。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックス自然動物園から南西に約

1.5キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号202、12ページの番号205です。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号202番をお願いします。今までの申請だと、個人住宅は500平米、農家住宅は1,000平米までの転用が認められていたと思うんですが、今回2,000平米でいきなり転用許可を申請で問題ありませんか。個人住宅は500平米以内でないと駄目ですよというような縛りはないということがこれで読み取れるということでしょうか。

○事務局（領家） まず500平米の縛りなんです。農地法第3条の改正が今年の4月1日にあり、これまでは、一般個人住宅は500平米、農家住宅については1,000平米という縛りを設けていたんですが、下限面積がなくなったことに伴い、すごく小さな面積を家庭菜園として3条申請で上げてくる、そういった事例を懸念しまして、500平米、1,000平米という運用を撤廃しております。令和5年1月の地区連で報告はさせていただいているとは思いますが、今の運用としましては、一般個人住宅、農家住宅、合わせて必要な分だけ、その方が必要なら500平米以上も認めますという運用をしております。今回この方は一般個人住宅を2,000平米の土地に建てて、さらに跡江のほうで事業経営をやられている方で、そのための資材置場としても使いたいということで2,000平米の面積がどうかと思いましたので、議案として上程おります。以上です。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページから 12 ページの 204 番までを議題とします。

○事務局（領家） 番号 204 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市城ヶ崎在住の個人など 6 名、受人は宮崎市月見ヶ丘に本拠を置く土木業等を営む法人です。申請地は、宮崎市大字内海にあります内海駅から南に約 1.5 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を公共工事に伴う仮設通路として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第 2 種農地」及び「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま使用することで土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、12 ページの番号 207 です。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号 206 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町在住の個人、受人は香川県に本拠を置く養鶏業を営む法人です。申請地は、宮崎市佐土原町にあります佐土原総合支所から西に約

4キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を家畜埋却予定地として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、家畜伝染病が発生しない限りは農地として保全管理のみを行うため土砂流出のおそれはなく、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

ここで、家畜埋却予定地に係る農地法上の取扱いについて説明いたします。

現在、県は、家畜伝染病が発生した際に迅速に防疫措置を実施できるよう、家畜所有者に対し、事前に埋却地を確保するよう求めているところです。このため、家畜埋却地に係る農地転用許可制度の運用について、令和4年6月28日に国から通知が发出されています。これによりますと、家畜埋却予定地は「農業用施設」に該当するため、農地転用許可が必要になります。また、家畜埋却予定地が農振農用地区域に該当する場合は、農業用施設用地へ用途変更をした上で農地転用許可を受ける必要があります。転用許可を受けた後であっても、土地の区画形質の変更を行わない場合は引き続き農地法の規制対象となるため、転用許可後に土地を耕作する場合や埋却予定地以外の目的で利用する場合は、別途農地法上の許可等の手続が必要となります。ただし、実際に埋却地として使用する場合は、農地転用の許可は不要となります。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13ページから14ページの209番までを議題とします。

御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号208の転用事由はどういうことなのか教えていただき

たい。

○事務局（領家） 転用事由にある植樹管理地になるんですが、当該申請の受人の後藤健介さんは、後藤造園という造園業をやられている法人さんになります。その造園業で使うヤシの木を植樹して、ずっと管理していくというものになっています。通常の植林というような文言よりは、仮植、つまり仮に植樹して、またどこかに庭木として持っていくというような事業ということだったので、通常の植林という言葉はそぐわないと判断し、植樹管理地という言葉を使わせていただいております。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページから15ページの211番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 112 号農用地利用集積等促進計画(案)について、18 ページから 27 ページの 339 番及び別紙 1 を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、16 番佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

(16 番佐藤裕次郎委員退室)

○事務局(藤岡) 議案第 112 号農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が 18 ページの番号 311 番から 27 ページの番号 339 番までの 29 件、更新分が別紙 1 の 2 ページ目から記載しております番号 27 番から番号 103 番までの 77 件でございます。

なお、更新分につきましては、所有者・農地中間管理機構間の契約は変わらずに、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間を更新するもので、変更分につきましては、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間中に耕作者が変更となるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

16 番佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（川越） 議案第 113 号農用地利用集積計画の決定について、28 ページから 54 ページの 650 番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、4 番久保田章生委員の退室を求めます。

（4 番久保田章生委員退室）

○事務局（藤岡） 議案第 113 号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、28 ページの番号 603 番から 54 ページの番号 650 番までの 48 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 6 件、新規設定が 5 件、賃借権の再設定が 9 件、新規設定が 26 件、中間管理の特例事業による貸借が 2 件となっております。

なお、53 ページの番号 649 番、54 ページの番号 650 番につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明します 59 ページの番号 659 番、60 ページの番号 660 番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買手候補者に最長 4 年 10 か月間農地を貸し付けた後に、農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

4番久保田章生委員の入室を求めます。

（4番久保田章生委員入室）

○議長（川越） 次に、55ページから63ページの665番までの所有権移転分を議題とします。

○事務局（藤岡） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、55ページの番号651番から63ページの番号665番までの15件でございます。

なお、59ページの番号659番につきましては54ページ番号650番と、60ページの番号660番につきましては53ページの番号649番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付の後に売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

タブレット内の「03 令和5年第12回総会報告」のファイルを押して、内容が表示されましたら、報告書表紙の次の2ページを御覧ください。

報告第 55 号は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 7 件でございます。

報告第 56 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 57 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 13 件でございます。

報告第 58 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 30 件でございます。

なお、報告第 55 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 56 号、第 57 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御異議なしと認めます。よって、令和 5 年第 12 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 49 分閉会